

水際防疫の見直しに関する今後の基本方向(案)

1. 水産資源保護法施行規則(省令)の改正

(1) 対象動物

サケ科魚類(発眼卵、稚魚)、フナ属、クルマエビ属(稚エビ)など現行の8動物種(1科、2属及び5種)を、サケ科等の魚類、クルマエビ科やアキアミ属などのエビ類、マガキ属、ホタテガイ及びアワビ類の貝類やマボヤなどを新たに含めた21動物種(3科、3属及び15種)に改正

(2) 対象疾病

「コイヘルペスウイルス病」、「イエローヘッド病」など現行11疾病を、「マダイのグルゲア症」、「急性肝臓壊死症」、「カキヘルペスウイルス1型変異株感染症」及び「マボヤの被嚢軟化症」などこれまで対象としていなかった疾病を新たに含めた24疾病に改正

(3) 管理飼育期間の見直し

各対象疾病の潜伏期間に関する知見を考慮して、管理飼育期間について、対象疾病ごとに見直し・新設

2. 局長通知の見直し

(1) 管理命令の見直し

対象疾病発生国から輸入する場合であっても、衛生条件を満たしていれば、管理命令を不要として輸入許可することができる旨追加

(2) 対象疾病の臨床症状等の情報の追加

動物検疫所で実施する対象動物の現物検査や管理飼育に必要となる疾病の臨床症状や発症水温に関する情報を追記

3. 輸入検査体制の整備

動物検疫所で実施する対象疾病の精密検査や対象動物の管理飼育の見直しなどの輸入検査体制を整備

4. 衛生条件の締結及び検査証明書様式の策定

対象動物の輸入について、輸入相手国ごとに疾病の発生状況や相手国の防疫体制等を考慮し、衛生条件を締結し、各衛生条件に基づく証明書様式を策定

水際防疫の見直しに関する今後の基本方向案(概要)

農林水産省 畜水産安全管理課



輸入相手国
衛生担当部局

局長通知の見直し
(輸入許可業務に係る取扱要領)

・衛生条件の締結
・衛生条件に基づく検査証明書様式の策定

動物検疫所：輸入検査



対象疾病及び対象動物の追加
(現行) (改正後)
対象疾病 11疾病 → 24疾病
対象動物 8種類 → 21種類

管理飼育を実施する要件

原則、対象疾病の発生国から輸入される場合



衛生条件を満たさずに輸入される場合
(衛生条件を充足していれば、対象疾病発生国
からでも管理飼育を不要とすることができる)

・管理飼育期間の見直し
〔魚 類:10～84日間
甲殻類:10～50日間
貝类等:7～210日間〕
・管理飼育に係る管理水温
の設定

書類審査



検査証明書

現物検査



必要に応じて
精密検査

輸入許可(+管理飼育)

流通

追加された13疾病
を含む対象疾病の
精密検査実施体制
の整備



注) 対象疾病が確認された場合は、焼却処分又は返送